

公 告

令和7年7月1日

陸上自衛隊善通寺駐屯地

業務隊長 1等陸佐 村上 至

防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地における売店等の設置及び経営に関する業者の募集について

香川県善通寺市南町2丁目1番1号に所在する陸上自衛隊善通寺駐屯地において売店等の設置及び経営を行う業者を次のとおり募集します。

1 設置業種及び店舗数

- (1) 食堂（喫茶店） 1店舗
- (2) 食堂（うどん店） 1店舗
- (3) クリーニング取次店 1店舗

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること
- (2) 業者説明会に参加すること
- (3) 募集要領及び仕様書を遵守できること

3 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

4 設置場所

陸上自衛隊善通寺駐屯地 厚生センター内

5 設置期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日
原則として一度に限り更新することができる。

6 公告期間

令和7年7月1日（火）～同年7月14日（月）

7 募集要領及び仕様書の入手要領

以下のいずれかの方法による。

- (1) 陸上自衛隊中部方面隊会計隊HPからダウンロード
掲載期間

令和7年7月1日(火)から同年7月14日(月)まで

- (2) 陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊厚生科厚生班(厚生センター2階)にて受領

ア 期間

令和7年7月1日(火)から同年7月14日(月)

(ただし、土・日曜日を除く。)

イ 時間

午前9時から午後4時まで

- 8 業者説明会(現地説明を含む。)

次のとおり実施します。

なお、本説明会に参加されない方は、公募に参加できません。

- (1) 日時

令和7年7月16日(水) 午後1時10分から午後3時まで

- (2) 場所

陸上自衛隊善通寺駐屯地内 厚生センター内1階シアタールーム

- (3) 携行品

募集要領、仕様書、印鑑、筆記具

- (4) 参加申込

ア 説明会に参加を希望される方は、駐屯地への入門手続きを行うため、令和7年7月15日(火)午後5時までに、電話又はFAXにより次の事項をご連絡下さい。

(ア) 会社等名称

(イ) 出席者氏名

(ウ) 連絡先・電話番号

(エ) 車種・車番

(オ) 善通寺駐屯地到着(予定)時刻

イ 連絡先

陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊 厚生科厚生班

電話：0877-62-2311 (内線2357)

FAX：0877-62-2315

担当：厚生班長 宮川(みやがわ)

ウ 会場準備の都合上、参加は1業者2名以内でお願いします。また、駐屯地の駐車場に限りがあるため、できる限り乗り合わせ、又は、公共交通機関を利用してお越し下さい。

- 9 その他

細部は、募集要領、仕様書による。

募 集 要 領

（陸上自衛隊善通寺駐屯地における売店等の設置及び経営）

陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊

募 集 要 領

1 概 要

香川県善通寺市南町2丁目1番1号に所在する陸上自衛隊善通寺駐屯地において、隊員の利便性を確保するため、売店等の設置及び経営業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

香川県善通寺市南町2丁目1番1号
陸上自衛隊善通寺駐屯地

4 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 設置業種及び店舗数

設置場所における設置業種及び店舗数等は次表のとおりとする。

なお、設置場所は厚生センター1階の各店舗とする。

区 分	設置業種	店舗数	店舗面積
売店等	食堂（喫茶店）	1	60.20m ²
	食堂（うどん店）	1	103.63m ²
	クリーニング取次店	1	23.47m ²

申請時に、上記のどの業種に応募するかを明記すること。

なお、審査の結果、設置事業者が重複する場合もある。

(3) その他

細部は、別冊第3「仕様書」のとおり。

5 業者説明会（現地説明を含む）

(1) 日 時

令和7年7月16日（水）午後1時10分から午後3時

(2) 場 所

陸上自衛隊善通寺駐屯地内 厚生センター内1階 シアタールーム

(3) 携行品

募集要領、仕様書、筆記用具、印鑑

(4) 参加申込

ア 申込要領等

参加希望者（各業者2名以内）は、令和7年7月15日（水）午後4時（期日・時間厳守）（土・日を除く。）までに次の項目についてFAX（様式随意）又は電話で連絡ください。

(ア) 会社等名称

(イ) 出席者氏名

(ウ) 連絡先・電話番号

(エ) 車種・車番

(オ) 善通寺駐屯地到着予定時刻

イ 連絡先

陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊厚生科厚生班

TEL 0877-62-2311（内線2357）

FAX 0877-62-2315

担当 厚生班長 宮川（みやがわ）

ウ その他

本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できない。

6 応募手続等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、次のとおり、提出書類を期限までに提出すること。

なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書（別紙第1） 1部

(イ) 企画提案書（別紙第2） 30部

次の事項について、必ず記載または資料を添付すること。記載されていない場合、失格とする場合がある。

a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）

b 営業日及び営業時間（その他、臨時営業等の可否も含む。）

c 精算方法及び種類（レジ（現金）、電子マネー、クレジットカード等の使用の可否及び使用可能な場合の種類）

d 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

e 省エネルギー・環境対策及びゴミ・廃棄物の処分方法

f 衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連行政処分の経歴（行政処分があった場合、その時どのように対処したかを記載）

g クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

h 善通寺駐屯地における営業方針

i 部隊活動への協力量針

(a) 災害発生時の協力（臨時営業、営業時間の延長等）

(b) 部隊行事への協力（駐屯地、部隊の記念行事等の際の営業等）

j その他のアピールポイント

k 販売予定商品と同等の商品の写真（デジタル写真可 販売予定価格を記入）（喫茶店・うどん店）（日本産業規格A4に各4枚以内貼付（別紙第4）

(ウ) 企画提案書付属書類 1部

その他企画提案書の販売商品が分かる具体的資料等（日本工業規格A4）

(エ) その他関係書類 各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、次の関係書類を併せて提出すること。(関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。また、提出された書類は返納しない。)

a 業務確約書(別紙第5)

b 戸籍抄本

法人である業者にあつては、登記簿謄本

c 営業経歴書

会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革(営業年数)、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等が記載されたもの。これらの内容が記載されたパンフレット等でも可

d 財務諸表

(a) 個人

直近の(申請日直前1年以内に税務署に提出した)所得税青色申告決算書、確定申告書

(b) 法人

直近の(申請日前1年以内に確定した)貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等)

e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

発行後3か月以内のもの

(a) 個人

その3の2(国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2)

(b) 法人

その3の3(国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3)

f 会社概要(任意様式、パンフレット可)

g 印鑑証明書

発行後3か月以内のもの

h 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し(該当する場合のみ)

i 誓約書(別紙第6)

j 役員名簿(別紙第7)

注:防衛省競争参加資格(全省庁統一規格)を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し(コピー)をb、c、d及びeに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊 厚生科厚生班

〒765-8502 香川県善通寺市南町2丁目1番1号

TEL 0877-62-2311 内線2357

担当 厚生班長 宮川 (みやがわ)

ウ 提出期限

令和7年8月4日(月)午後4時まで

(2) 応募者の失格

アからカのいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ 過去(又は現在)、防衛省に支払う国有財産使用料又は防衛省共済組合に支払う管理手数料及び光熱水料を滞納したことがある(している)場合

カ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提案後の書類変更(修正、差し替え、削除、追加)は禁止する。

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。必要に応じて、プレゼンテーションを実施する場合もあるが、その日程については、書類選考に基づき選抜された業者に別途通知することとする。また、企画提案内容及び実施能力が同等と判断され、審査により決しない場合には、別途指定する日時に公開抽選を行い決定する。

8 選考結果等

(1) 業者の決定時期

令和7年9月下旬頃を予定

ただし、前記に定める公開抽選を行う場合は、公開抽選の開催日とする。

(2) 選考後の現地確認の時期及び場所

令和7年10月上旬、陸上自衛隊善通寺駐屯地厚生センター1階

9 業者決定後の提出書類

売店の設置及び経営業者として決定された者は、次の第1号から第3号までの

とおり、提出すること。

- (1) 提出書類
国有財産使用許可申請書
- (2) 提出先
申請書等の提出に同じ。
- (3) 提出期限
別途指示をする。

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
善通寺駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名 印

法人・個人の別 法人・個人
担当者氏名：
電 話：
F A X：

香川県善通寺市南町2丁目1番1号に所在する陸上自衛隊善通寺駐屯地において、売店等を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

〈申請を行う業種〉

業 種	場 所
	厚生センター

〈記入例〉

業 種	場 所
喫茶店	厚生センター

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること。

企画提案書

ア	主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）
イ	<p>営業日及び営業時間</p> <p>a 平日 営業時間：</p> <p>b 土日祝日 営業：有・無 営業時間 （その他、臨時営業等の可否も含む。）</p>
ウ	<p>清算方法及び種類 （レジ（現金））、電子マネー、クレジットカード等の使用の可否及び使用可能な場合の種類）（200字以内）</p>
エ	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字以内）
オ	省エネルギー・環境対策及びゴミ・廃棄物の処分方法
カ	<p>衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連行政処分の経歴 （行政処分があった場合、その時どのような対応をしたのかを記載）</p>
キ	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法（200字以内）
ク	善通寺駐屯地における営業方針
ケ	<p>部隊活動への協力量針</p> <p>○災害発生時の協力（臨時営業、営業時間の延長等）（200字以内）</p> <p>○部隊行事への協力（旅団、部隊の記念行事等の際の営業等）（200字以内）</p>
コ	その他のアピールポイント（200字以内）
サ	販売予定品目と同等の商品の写真（喫茶店・うどん店）（別紙第4）

販売予定商品と同等の商品の写真（4 枚× 4 枚＝ 1 6 枚以内）

商品名 _____ 販売価格 _____ 円 カロリー _____ Kcal	商品名 _____ 販売価格 _____ 円 カロリー _____ Kcal
商品名 _____ 販売価格 _____ 円 カロリー _____ Kcal	商品名 _____ 販売価格 _____ 円 カロリー _____ Kcal

注：並び順は、別紙第 3 に合わせる。

業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊

善通寺駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊善通寺駐屯地における売店等の設置及び経営」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用すること。

誓約書

- 私
- 当社

は、下記第1項に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第2項に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第3項の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記第1項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに様式別紙第7により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（注1）、政治活動標ぼうゴロ（注2）、その他暴力団関係者から不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

注1： 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2： 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊

善通寺駐屯地業務隊長 殿

令和 年 月 日

本社（店）の所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

仕 様 書
(その1・その2)

陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊

仕 様 書 (その1)

- 1 業務件名
陸上自衛隊善通寺駐屯地における売店等の設置及び経営
- 2 業務内容
喫茶店、うどん店及びクリーニング取次店の設置及び経営
- 3 相手方の決定
本業務を行う者については、陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。
- 4 国有財産の使用許可
 - (1) 本業務を行う者は、売店等の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
 - (2) 国有財産の使用許可は、中国四国防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
 - (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
 - イ 丙が自己都合による契約の解除をするとき。
 - ウ 国において使用物件を必用とするとき
 - エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2項第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
 - オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。ただし、継続した場合は、この限りでない。また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。
なお、現状回復には、前業者が設置し、引き継いだ壁紙、電気・ガス・水道設備、グリストラップの清掃、排水管の高圧洗浄、その他の備品等の撤去を含む。
- 5 丙の資格
丙は以下の条件を満たしていること。
 - (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
 - (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。

- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書及び仕様書（特記）の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に売店等の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

1 平方メートルあたりの国有財産使用料の使用料は、以下のとおりとする。

年額8,634円/m²（消費税込み）※

※ 使用料は、令和6年度単価であり、毎年度見直しを実施する。

なお、国有財産使用料は、納入告知書により歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

7 光熱水料

丙は、国有財産使用料とは別に、乙が算定した本業務に要する光熱水料（電気、上下水道、ガス）を負担しなければならない。また、毎月甲の指定した日時及び場所に光熱水料を持参して支払うものとし、指定した日時に納金しなかった場合は、延滞料が発生することがある。

8 業務期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

ただし、甲及び乙が必要と判断した場合には、令和18年3月31日まで国有財産の使用許可を更新することができる。

なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更もあり得る。売店等の設置及び撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

9 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において売店等を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び適正な排水等の維持について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意する。

丙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の現状回復等を行い、甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

- (2) 丙は、自らの責任において保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も、甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (3) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (4) 丙の従事者は、日本国籍を有するものとし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- (5) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行われなければならない。

(6) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

12 衛生等の健康保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

13 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を順守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために、必要な措置を取らなければならない。

14 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する業務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3ヶ月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。

16 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い、販売商品の価格変更が必要になった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 丙は、本業務の遂行に当たり、甲の担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、駐屯地内への出入り及び施設への立ち入りについては、駐屯地で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。
- (4) 売店等の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (5) 丙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に文書をもって甲及び乙の承認を得るとともに、甲及び乙の指示に従うこと。
- (6) 丙は、使用物件の維持保存(※)のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。

なお、排水管については、年1回以上高圧洗浄を実施し、担当職員に報告書を提出すること。

※ 使用物件の維持保存とは、例えば厨房ダクトのグリスフィルター、厨房グリストラップ、排水管及び空調フィルターといった付帯設備（工作物）の使用に応じた定期的な清掃を含むものである。

- (7) 丙は、乙が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。

なお、丙は、停電作業等が原因で使用機器及び食材等の損害があった場合は、甲

及び乙に対して損害の賠償その他の申し立てをしないこと。

- (8) 丙は、販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (9) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、営業許可を取得した後、販売すること。
- (10) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (11) 丙は、毎日、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (12) 丙は、空調設備の運転、温度調整等は国の基準に従うものとする。
- (13) 丙は、売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年5月末日までに担当職員に提出すること。
- (14) 丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前に従事者名簿を提出するものとする。また従事者名簿の記載事項について確認するための書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (15) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒等）が発生した場合には、甲の担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（売店等の営業停止を含む。）に従わなければならない。
- (16) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (17) 丙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により甲、乙又は利用者に損害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次年度以降、業務に従事できない（国有財産使用許可の更新をしない）場合がある。
- (18) 売店等の設置に当たり大規模災害が発生した場合には、甲と相互に連携を図り協力すること。
- (19) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲の担当職員及び丙の間で協議する。

17 仕様の細部

店舗の仕様の細部は、仕様書（その2）1～3とする。

18 貸付品

- (1) 丙は、乙に貸付品の使用料を支払うこと。使用料は別途指示する。
なお、使用料は、納入告知書により歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。
- (2) 丙は、自己の都合により本業務を解除した場合は、残期間に相当する使用料を請求することはできない。
- (3) 貸付品の引渡、管理、修理及び返納（機材の故障、経年劣化等より使用不可又は使用するに耐えない状態の場合の機材撤去及び付帯工事等を含む）に要する費用は、丙の負担によるものとする。

19 その他

この公募に応募がなかった場合には、原則として防衛省共済組合が公募を行う。

仕様書（その2） 1

- 1 募集業種
喫茶店
- 2 設置場所
厚生センター 1 階
- 3 国有財産使用面積
60.20m²
- 4 国有財産使用料
年額 520,000円（令和6年度）
上記年額は目安の金額であり、変動する場合がある。
- 5 光熱水量
別途徴収する。
- 6 営業日及び営業時間
 - (1) 営業日（基準）
原則として、平日（土日・祝日は任意）とし、それ以外は別途協議する。
また、春季、夏季及び年末年始休暇等の隊員の休暇中の営業は、別途協議とする。
 - (2) 営業時間
原則として企画提案のとおりとし、それ以外は任意又は別途協議とする。
- 7 販売品目
定食、軽食及び飲料
- 8 その他の営業条件
 - (1) ニーズに合った商品、価格、サービスを提供するよう努めること。
 - (2) 各部隊の創立記念行事等における臨機な営業等に努めること。
- 9 プレゼンテーション
 - (1) 書類審査の結果、必要に応じて、プレゼンテーションを課す事がある。
 - (2) 日時、場所等については、別途通知する。

仕様書（その2）2

- 1 募集業種
うどん店
- 2 設置場所
厚生センター1階
- 3 国有財産使用面積
103.63m²
- 4 国有財産使用料
年額 874,000円（令和6年度）
上記年額は目安の金額であり、変動する可能性がある。
- 5 光熱水量
別途徴収する。
- 6 営業日及び営業時間
 - (1) 営業日（基準）
原則として、平日（土日・祝日は任意）とし、それ以外は別途協議する。
また、春季、夏季及び年末年始休暇等の隊員の休暇中の営業は、別途協議とする。
 - (2) 営業時間
原則として企画提案のとおりとし、それ以外は任意又は別途協議とする。
- 7 販売品目
うどん、揚げ物等
- 8 その他の営業条件
 - (1) ニーズに合った商品、価格、サービスを提供するよう努めること。
 - (2) 各部隊の創立記念行事等における臨機な営業等に努めること。
- 9 プレゼンテーション
 - (1) 書類審査の結果、必要に応じて、プレゼンテーションを課す事がある。
 - (2) 日時、場所等については、別途通知する。

仕様書（その2）3

- 1 募集業種
クリーニング取次店
- 2 設置場所
厚生センター1階
- 3 国有財産使用面積
23.47m²
- 4 国有財産使用料
年額 203,000円（令和6年度）
上記年額は目安の金額であり、変動する場合がある。
- 5 光熱水量
別途徴収する。
- 6 営業日及び営業時間
 - (1) 営業日（基準）
原則として、平日（土日・祝日は任意）とし、それ以外は別途協議する。
また、春季、夏季及び年末年始休暇等の隊員の休暇中の営業は、別途協議とする。
 - (2) 営業時間
原則として企画提案の通りとし、それ以外は任意又は別途協議とする。
- 7 販売品目
衣服、備品等のクリーニング取次
- 8 その他の営業条件
 - (1) ニーズに合った商品、価格、サービスを提供するよう努めること。
 - (2) 異動時期等における臨機な営業等に努めること。
- 9 プレゼンテーション
 - (1) 書類審査の結果、必要に応じて、プレゼンテーションを課す事がある。
 - (2) 日時、場所等については、別途通知する。